

上越市議会議員定数検討会議設置要綱

(設置)

第1条 上越市議会基本条例（平成22年上越市条例第56号）第27条に基づき、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮しながら、議員の定数について検討するため、議会に上越市議会議員定数検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議員の定数に関すること。
- (2) 議員の定数に関し議長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議は、各会派から選出された9人の議員（以下「議員」という。）をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、議員の互選により定める。
- 3 座長及び副座長の任期は、議員の任期による。
- 4 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

(会議の運営)

第6条 前4条に定めるもののほか検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(関係者の出席等)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が各派代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から実施する。